

第21章 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

第1 基本的事項【H14 消防危49】

1 変更許可の要否

製造所等において維持管理等を目的とする工事が行われる結果、製造所等に変更が生ずる場合において、法第10条第4項の位置、構造及び設備の技術上の基準（以下単に「基準」という。）の内容と関係がない工事については変更の許可を要しないものとする。

2 非対象設備の変更

製造所等を構成する部分のうち危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う部分（以下「非対象設備」という。）については、位置の基準並びに消火設備及び警報設備の基準以外の基準の適用はないので、非対象設備のみの変更が行われる場合においては、位置又は消火設備若しくは警報設備に変更が生じないものについては、変更の許可を要しないものとする。

3 対象設備と関連する非対象設備の変更

危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う部分（以下「対象設備」という。）又は対象設備と非対象設備の両方の部分に関して行われる工事については、位置、構造及び設備の基準との関連により変更許可を要するかどうかについて判断するものとする。

4 変更許可を要しない変更工事

製造所等を構成する機器は相互に密接に関係しつつ一体として施設を構成しており、また、変更の内容もさまざまであることから、変更が行われる結果、基準の内容と関係が生じるかどうかは、すべてが事前に明白であるわけではない。

他方、形式的には基準の内容と関係が生じる場合においても、その内容が軽微であり、保安上の問題が生じないものまで変更許可を要することとすることは適当ではない。

したがって、工事の内容が軽微であるものについては、変更の内容も軽微であると考えられるので、変更許可を要しないものとする。

軽微な変更工事については、その形態に応じて「確認を要しない軽微な変更工事」及び事前に資料を提出することによる確認を要する軽微な変更工事（以下「確認を要する軽微な変更工事」という。）に区分する。

なお、確認を要する軽微な変更工事については、変更の内容及び工事の内容を事前に確認した結果により、変更許可を要する場合もあり得る。

第2 具体的な運用に関する事項【H14 消防危49】

1 確認を要する軽微な変更工事

工事の内容は軽微であるが、さらに基準の内容と関係が生じるかどうかについ

て確認する必要があるものについては、「確認を要する軽微な変更工事」として事前に工事の内容に関する資料の提出を求め、当該工事の内容を確認するものとする。この場合において、工事の内容が基準の内容と関係がないとき又は基準の内容と関係が生じるとしても変更の内容が保安上影響を及ぼさない軽微なものであるときは、変更許可の手続きを要しないものとする。

2 確認を要しない軽微な変更工事

工事の内容が極めて軽微であることから、基準の内容と関係が生じないことが明白であるものについては、「確認を要しない軽微な変更工事」として、資料により確認することなく変更許可を要しないものとする。

なお、この場合においては、事後における資料の提出も要しない。

3 変更工事が保安上の問題を生じさせないと判断するための要件

変更工事が保安上の問題を生じさせないと判断するための要件を、予め一律的に定めることは困難であるが、一般的には少なくとも次の要件を満足する必要がある。

- (1) 原則として、変更工事に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更がないこと。
- (2) 変更工事に伴い、位置に係る技術上の基準に変更がないこと。
- (3) 変更工事に伴い、建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がないこと。
- (4) 変更工事に伴い、通常の使用状態において、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲の変更がないこと。

4 変更許可を要する工事と確認を要する軽微な変更工事が同時に行われる場合

工事の形態により、「変更許可を要する工事」と1の「確認を要する軽微な変更工事」とが同時に行われる場合には、「確認を要する軽微な変更工事」に係る部分の資料を変更許可の申請に含めることができるものとするが、1の「確認を要する軽微な変更工事」に係る部分については、変更許可に係る完成検査は要しないものとする。

5 確認を要する軽微な変更工事及び確認を要しない軽微な変更工事の例示

- (1) 構造及び設備等の変更を目的としない工事（塗装工事、点検のための設備等の分解、清掃、組立等の一連工事）は、「確認を要しない軽微な変更工事」として扱うものとする。
- (2) 移動タンク貯蔵所の常置場所の変更については、第21-1表のとおりとする。

第21-1表 常置場所の変更の取扱い

常置場所の変更	取扱い	
同一敷地外に変更	変更許可	
同一敷地内で の変更	屋外から屋内	変更許可
	屋外から屋外	確認を要する軽微な変更

	屋内から屋外	確認を要する軽微な変更
	屋内から屋内（同一建物の場合）	確認を要する軽微な変更
	屋内から屋内（別建物の場合）	変更許可

- (3) 屋外タンク貯蔵所のタンク本体に係る補修工事については、別記1のとおりとする。【H9消防危36】
- (4) 地下貯蔵タンクの流出防止対策に係る変更工事については、別記2のとおりとする。

第3 火花を発する器具の使用に係る手続き

「確認を要しない軽微な変更工事」のうち溶接溶断等火花を発する器具等を使用する工事であって、安全対策上仮設防火扉等を設置して行う場合には、事前に資料の提出を求めるものであること。ただし、許可申請、仮使用承認申請において、溶接溶断等火花を発する器具の使用場所等を確認できる場合は、重複して資料の提出を求めないものとする。

別記1 【H9消防危36】

タンク本体に係る補修工事

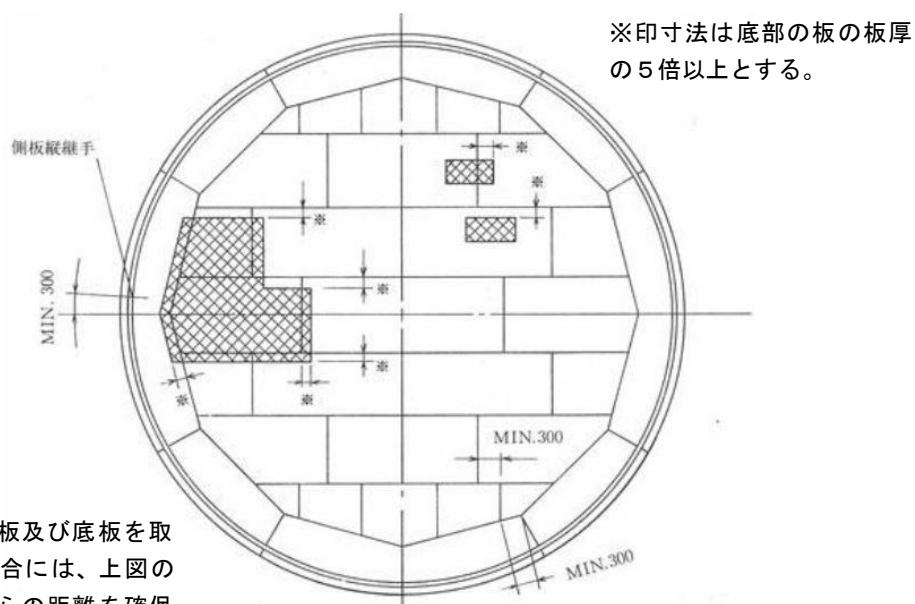
1 用語の意義		
(1) 「重ね補修」	：母材表面に当て板を行い、当該当て板外周部全周をすみ肉溶接によって接合する補修（タンク付属物取付用当て板を除く。）	
(2) 「肉盛り補修」	：母材及び部材の表面に金属を溶着する補修	
(3) 「溶接部補修」	：溶接部を再溶接する補修（グラインダー仕上げ等の表面仕上げのみの場合を除く。）	
2 確認を要する軽微な変更工事となる溶接工事（本表に示す溶接工事の量は、保安検査又は開放点検1回あたりの工事の量を示す。）		
項目	内容	条件
(1) 付属設備 (タンク付属物取付用当て板を含む。)	ア 階段ステップ、配管サポート、点検用架台サポート、アース等の設備の取付工事 イ ノズル、マンホール等に係る肉盛り補修 ウ 屋根板及び側板の接液部（タンク内容積から空間容積を差し引いた容量の危険物を貯蔵する場合に、危険物に接する部分の側板をいう。以下同じ。）以外の部分（以下「気相部」という。）における	

	るノズル、マンホール等に係る溶接部補修工事	
(2) 屋根板 (圧力タンク及び浮屋根式タンクを除く。)	ア 重ね補修工事 イ 肉盛り補修工事	1か所当たり 0.09 m^2 以下で合計 3か所以下
(3) 側板	ア 気相部における重ね補修工事 イ 気相部における肉盛り補修工事 ウ 接液部における肉盛り補修工事 (溶接継手から当該母材の板厚の 5倍以上の間隔を有して行うもの)	1か所当たり 0.09 m^2 以下 1か所当たり 0.003 m^2 以下で、かつ、母材の 1枚に対して 3か所以下
(4) 底板 (工事内容に応じ、自主検査において磁粉探傷試験等を実施する場合に限る。)	ア 側板内面から 600mm の範囲以外のアニュラ板又は底板の重ね補修工事のうち底部板面積の 1/2 未満で第 21-2 表の分類欄が「○」の工事 (特定屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンク (以下「特定以外の屋外貯蔵タンク」という。) にあっては、これに相当する工事をいう。) イ 側板内面から 600mm の範囲以外のアニュラ板又は底板の肉盛り補修工事 (溶接部から当該板の板厚の 5倍以上の間隔を有して行うもの)	1か所当たり 0.09 m^2 以下で合計 3か所以下 1か所当たり 0.03 m^2 以下で、かつ、全体補修が (ア) 特定以外の屋外貯蔵タンク : 0.03 m^2 以下 (イ) 1万 kL 未満の特定屋外貯蔵タンク : 0.06 m^2 以下 (ウ) 1万 kL 以上の特定屋外貯蔵タンク : 0.09 m^2 以下
	ウ 側板内面から 600mm の範囲以外の底板に係る溶接部補修工事	1か所当たり長さ 0.3m 以下で、かつ、全体補修が (ア) 特定以外の屋外貯蔵タンク : 1.0m 以下

		(イ) 1万 kL 未満の特定屋外貯蔵タンク : 3.0 m以下 (ウ) 1万 kL 以上 の特定屋外貯蔵タンク : 5.0 m以下
(5) 製造所等のタンク	屋外タンク貯蔵所の例によることとされている製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンク並びに屋内タンク貯蔵所の屋内貯蔵タンクについても上記と同様	

第21-2表 アニュラ板又は底板の重ね補修

補修場所	内 容		条 件	分類	
アニュラ板・底板	当板、 はめ板	側板より 600mm 以下で底 部板面積の 1 / 2 未満	第21-1図を満足する	○	
			第21-1図を満足しない	—	
	取替		第21-1図を満足する	○	
			第21-1図を満足しない	—	
	肉盛り補修		第21-3図を満足する	○	
			第21-3図を満足しない	—	



アニュラ板及び底板を取り替える場合には、上図の各溶接線からの距離を確保すること。

当板の種類	位 置	処 置
タンク附属物取付用当板	底板上 アニュラ板上 (*)	当板の機能上必要な板厚とし、4.5mm以上の連続すみ肉溶接で取り付ける。
	溶接継手線上	底部の板の板厚と同板厚の当板とし、全

		厚連続すみ肉溶接とする。
タンク底板腐食部補修用当板	底板上 アニュラ板上 溶接継手線上	底部の板の板厚と同板厚の当板とし、全厚連続すみ肉溶接とする。

* : アニュラ板上に取り付けるタンク附属物取付用当板の材質は、アニュラ板の応力発生範囲及び溶接継手線上に位置しない限り底板と同等でよい。

第21-1図 底板(アニュラ板を含む。)における当板及び板取替

第21-3表 肉盛り補修

材質	肉盛り溶接可能面積	
	1か所に対し	板1枚に対し
軟鋼(SS、SM、SB材等)	200 cm ² 以下	0.06 m ² 又は板面積の3%のいずれか小さい値
高張力鋼・低合金鋼	100 cm ² 以下	0.03 m ² 又は板面積の2%のいずれか小さい値

注：肉盛り溶接相互間の距離は50mm以上離すこと。

別記2

地下貯蔵タンクの流出防止対策に係る変更工事に係る取扱い

変更工事の内容	タンク分類		
	腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク	腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク	該当しないタンク ※1
コーティング マンホール工事なし	変更許可	変更許可	確認を要する軽微な変更工事 ※2
コーティング マンホール工事あり	変更許可	変更許可	変更許可
電気防食	変更許可	変更許可	変更許可
危険物の微小な漏れを検知するための設備 (高精度液面計)	※3	変更許可	確認を要する軽微な変更工事 ※2
統計学的在庫管理手法 (SIR)	※3	確認を要する軽微な変更工事 ※4	確認を要する軽微な変更工事 ※4

※1 該当しないタンクとは、申請時等において「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク」「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」に該当しないものをいう。

※2 地盤面のはつり工事等他に技術上の基準を審査する必要がある場合には、変更

許可とする。

なお、資料提出とする場合には、該当しないタンクとしての期限内に工事が完了していること。

※3 「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク」に講ずる措置としては該当しない。

※4 SIR（統計学的在庫管理手法）は、資料提出書（確認を要する軽微な変更工事）に特例適用願（任意の様式）及び確認に必要な資料を添付させ危政令第23条の特例適用の可否を判断すること。ただし、製造所等の設備に変更を加えることにより、技術上の基準を審査する必要がある場合は除く。

※5 地下貯蔵タンクを埋設したまま規制対象から除外する場合で、閉止板取り付け等、法第10条第4項の技術上の基準と関係のない工事で行うときは、資料提出書（確認を要する軽微な変更工事）及び品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出を要する。

